

## 平成28年度保土ヶ谷公園物販・軽飲食店出店者募集に係る条件等

### 1. 申請資格

物販・軽飲食店出店者の申請資格は、下記の条件を全て満たす法人又は個人とします。

(1) 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正  
手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされ  
る更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法  
（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規  
定による更正手続開始の申立てを含む。（以下「更正手続開始の申立て」という。）  
をした者又は更正手続開始申立てをされた者  
ただし、同法第41条第1項の手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づ  
く更正手続開始の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てを  
しなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
  - ③ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てした者又  
は申立てをなされた者  
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係わ  
る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を  
証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立  
てされた者とみなす。
  - ④ 地方税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、国税を滞  
納している者
  - ⑤ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額  
（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業に  
おいては役員借入金を控除した額とする。）を上回っている者
  - ⑥ 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の20%を超える  
額の欠損を生じている者
  - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び  
それらの利益となる活動を行う者
  - ⑧ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構  
成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
  - ⑨ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員  
に含む者
- (2) 申請者は、以下の条件を満たしていること。
- ① 過去に物販・軽飲食店の営業実績があること。店舗責任者となる者及び代表者個人  
の実績でも構いません。

- ② 過去5年間（平成24年9月1日から平成28年8月31日まで）において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

## 2. 物販・軽飲食店の設置運営形態

- (1) 出店者は、当該公園の指定管理者である（公財）神奈川県公園協会（以下「公園協会」という。）と契約を締結し、物販・軽飲食店を設置・運営します。
- (2) 契約期間は、平成29年1月中旬から平成32年3月31日までとするが、年度毎に適正審査を受けていただき、その結果問題が無ければ契約を継続します。  
また平成32年度以降の契約については、別途協議致します。
- (3) 物販・軽飲食店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける軽飲食店その他これらに類するものを除きます。

## 3. 経費負担等

出店・営業にあたっての必要経費は、すべて出店者の負担とします。

### (1) 公園土地建物使用料及び光熱水費

神奈川県に納める公園土地建物使用料及び光熱水費は全て、出店者の負担とします。公園協会が立替え払いしますので、当該月の営業料と一緒に出店者へ公園協会から請求します。

公園土地建物使用料は、12回の分割定額払いとし、料金に差額が生じた場合には、最終回請求にて調整させていただきます。

### (2) 物販・軽飲食店の店舗改装費

原則として、電気・上下水道・ガス等の工事を含む店舗改装に係る費用全般は、出店者の負担とします。

出店者の企画提案内容の実施に必要な店舗改装等（備品調達も含む）に係る費用全般は出店者の負担としますが、「募集に係る条件等」に記載の公園及び店舗の条件（コンセプト及びデザイン等）の実施に必要な費用については、公園協会及び出店者との協議の上、費用負担を決定します。

### (3) 店舗及びこれに付属する施設の運営費、小破修繕等にかかる維持管理費

### (4) 契約終了時（契約更新しない場合）又は解除時の設置物取壊し等の原状復旧費用

## 4. 物販・軽飲食店の営業条件等

### (1) 営業日及び営業時間

利用者の利便性を考慮し、提案して下さい。

- ・土曜日、日曜日及び祝日（振替休日も含む。）は、必ず営業して下さい。
- ・定休日を設ける場合は、上記以外の日（平日）の営業日を明確に提案して下さい。  
（例 毎週水曜日定休、毎月5日定休、平日は金曜日のみ営業 等）
- ・23時から翌5時は、原則として営業禁止とします。
- ・営業日が雨天等の悪天候の場合は、保土ヶ谷公園の園長の判断により、休業できるものとします。

(2) 営業料

最低営業料を踏まえ、良好な営業料率を提案して下さい。なお、上記の最低営業料率3%を下回る提案は、失格となります。

また、契約後、大幅な物価変動等があった場合には、営業料率等の変更協議に応じます。

(3) メニュー、販売品目及び価格について

ア 利用しやすい価格を設定して下さい。

イ 地産物や地域性等を活かす等、また話題性に富んだ目玉商品を含むメニュー、販売品目を提案して下さい。

ウ メニュー及び販売品目の詳細については、出店者選定後に公園協会と協議して下さい。なお、花火、成人向け雑誌等については、販売できません。

(4) 公園利用者のサービス向上、公園の利用促進につながる提案

公園利用者が気軽に憩い・休憩できる店舗の提案や公園の利用実態、催し物に便乗した企画等、その店舗があることで公園の魅力向上につながる提案をして下さい。

5. 売上報告及び会計記録

(1) 毎月の売上報告の提出を求めます。売上報告は、翌月7日までに書面にて保土ヶ谷公園管理事務所へ提出して下さい。その報告書をもとに営業料等の請求を月ごとにさせていただきます。

(2) 出店者の決算期毎の財務諸表の提出を公園協会は求めることができることとします。その際には、速やかに提出をお願いします。

(3) 会計記録について、当該店舗営業業務に関するすべての会計帳簿、会計書類その他の証憑（以下、「会計記録」という。）を出店者の経営する他の事業の会計記録と区分して整理し、これを保存して置いて下さい。場合により公園協会が会計記録の開示を求めることがあります。

(4) 定期的に公園協会と出店者にて連絡会を開催し、お互いに状況報告、情報共有等の話し合いの場を持つものとします。

6. 施設設備等について

(1) 店舗内の空調機等すべての設備の維持管理、保守メンテナンスについては、出店者が適切に行って下さい。費用の負担も同様とします。ただし、硬式野球場内は、この限りではありません。

(2) 店舗を改装等しようとする場合は、公園協会と事前協議し、了承を得て下さい。

また、公園内での店舗営業に係わる県の許可事項の変更をしなければならない場合があります。

(3) 公園施設を破損又は損傷した場合は、その損害を賠償していただきます。

7. その他の条件

(1) 壁面・屋外広告等について、保土ヶ谷公園にふさわしいデザイン、色合いとなるよう工夫を凝らして下さい。また、店舗外観についても同様の工夫をして下さい。

- (2) 店舗の営業等に必要な各種法令に基づく許認可、届出などは、全て出店者の負担により取得して下さい。ただし公園内での店舗営業に係わる県の許可申請は、出店者の企画提案をもとに公園協会が行います。
- (3) 出店者に選定され、営業を開始後、企画提案書において提示された主たるメニュー、販売品目の種類・価格を改定しようとする場合は、公園協会と事前協議し、了承を得て下さい。また、場合により公園内での店舗営業に係わる県の許可事項の変更をしなければならないことがあります。
- (4) 従業員の接客教育を実施し、常に良好なサービスの提供に努めて下さい。
- (5) 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、公園協会と事前協議し了承を得て、出店者の責任において適正に行ってください。
- (6) 園内でのイベント開催時に、主催者等が時間を定めて、店舗周辺を立ち入り禁止する場合（店舗をまったく利用できない状態は認めません。）や屋台等の飲食物を販売する場合（メニューが重ならないよう配慮致します。）があります。公園協会は、その際の営業補償はしません。
- (7) 電気、水道施設等の公園施設の不具合により出店者に損失が生じても、公園協会はその損失補償はしません。
- (8) 年1回以上、停電を伴う電気設備の法定点検等や給水設備の点検等を行います。その際の商品の移動や仮設電源の設置等必要な措置は、出店者の負担となります。公園協会では、上記の点検等に伴う休業等補償はしません。
- (9) 出店者選定後、契約締結までの間において、公園協会が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。その場合の決定取り消しによる損失が生じても、公園協会は、その損失補償はしません。
- (10) 物販・軽飲食店専用の駐車場は、ありません。
- (11) 契約満了又は契約解除時において、公園協会の指定する期日までに設置物等を撤去し、原状復旧して返還して下さい。また、公園協会が原状復旧の必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- (12) 商品資材等の搬入については、公園協会が指定する園内ルートにより搬入し、公園利用者に配慮して下さい。
- (13) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底して下さい。
- (14) 出店者選定後、営業する権利を他人に譲渡又は再委託は認めません。出店者が直接営業するものとします。ただし、再委託が本業務の一部である場合は、公園協会と事前協議し了承を得て、出店者の責任において適切な委託として下さい。
- (15) 店舗に係わる広報活動については、公園協会と事前協議し了承を得て下さい。
- (16) 保土ヶ谷公園の案内対応（施設案内、利用案内）、緑化推進、イベントへの協力等、公園全体の魅力アップに向けて積極的に努めるものとします。
- (17) 店舗周辺の落ち葉・ゴミ清掃や草取り等、清潔な環境づくりに積極的に努めるも

のとします。

- (18) 発災時においては、公園協会と連携の上、被災者等の受け入れを積極的に実施することとします。その際に発生した費用については、公園協会と協議し、一部費用を負担していただく場合があります。

## 8. 保土ヶ谷公園の条件等

### (1) 公園の概要等

#### ① 公園の概要

- ア 所在地：横浜市保土ヶ谷区花見台・明神台・仏向町地内  
イ 面積：34.7ha  
ウ 公園種別：運動公園  
エ 駐車場（有料）：最大800台（普通車791台、大型車10台、身障者用7台）

#### ② 公園の実績

- ア 年間来園者数：約710,000人  
イ 年間駐車場利用台数：約130,000台

#### ③ その他

公園の主要施設等、その他概要等については、保土ヶ谷公園ホームページを参照して下さい。URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/hodogaya/index.html>

### (2) 店舗の条件等

#### ① 施設の概要

##### ア 場所

- 噴水広場売店： 噴水広場内（園内東側）  
硬式野球場内売店3： 硬式野球場内1塁側手前

##### イ 店舗規模

噴水広場売店：厨房約4.62㎡、倉庫約6.71㎡、販売スペース約19.48㎡、  
合計30.81㎡

硬式野球場内売店3：22.45㎡

##### ウ 公園土地建物使用料

- 噴水広場売店：年間283,621円（平成27年度実績）  
硬式野球場内売店3：年間25,991円（平成27年度実績）  
合計 309,612円 月額25,801円（平成30年度以降は料金変動します。）

#### ② 噴水広場売店のコンセプト及びデザイン等

- ア. 噴水広場売店は、常設売店で、対面販売によるテイクアウト型の軽飲食の提供及び一部物販を行っており、施設内には小規模な厨房が併設されています。  
イ. 店舗前の広場には、売店利用者以外でも利用できるテーブルとイスを設置して下さい。（一部準備があります。）  
ウ. 保土ヶ谷公園の両脇の明神台及び花見台には、コンビニエンスストアがあり、花見台バス停付近には同様な公園売店、公園管理事務所横及びかながわ

アートホール内にそれぞれ軽飲食店がありますので、競合する物のみでなく、独自性のある物も提案して下さい。

(例 子供用玩具、レジャー用品 等)

③ 硬式野球場内売店3のコンセプト及びデザイン等

- ア. アルコール類の販売は可能ですが、ヨコハマスタジアム等で行われている観客席にて売り子による販売方法は禁止されています。
- イ. 店舗内での調理は可能ですが、ガス等炎の出る器具の使用はできませんので、電気調理器具のみの利用となります。また現在単相 200V の店舗への引込はありませんが、出店者の費用負担により引込及びアンペア用量の増加は可能です。また、その工事等については、公園協会の指定業者の実施に限ります。
- ウ. 商品の販売価格について、ビン缶ペットボトルの清涼飲料及び同一の飲食物等について、場合により他店舗との価格調整及び統一を図らせていただくことがあります。
- エ. 硬式野球場は、春・夏・秋の高校野球大会をはじめ、小学生から社会人の軟式及び硬式野球、ソフトボール等の各種大会を年間約 110 回程度開催して(4月10回、5月11回、6月5回、7月21回、8月22回、9月15回、10月13回、11月8回、12月4回、3月10回) いますが、営業については出店者の裁量とします。また、12月中旬から3月中旬まで、場内閉鎖となります。
- オ. 場内は、他に3店舗が併設されており、それぞれが営業します。

④ 過去の売上実績等

ア. 平成 23 年度～平成 27 年度までの年間売上は、8,000 千円～10,000 千円程度でした。

(噴水広場店舗及び硬式野球場内売店の2店舗の合計)

イ. 当時の販売メニューは次のとおりです。

- ・飲料=清涼飲料、生ビール
- ・軽食=揚げ物、ホットドック、カレーライス等
- ・菓子=ソフトクリーム(9種)、かき氷(夏季限定)、スナック菓子等
- ・玩具=バトミントンセット、カラーボール、ソフトグライダー等

別表

公園名	施設名	選定者数	最低営業料率
保土ヶ谷公園	噴水広場売店及び硬式野球場内売店3 計2店舗	1者	3%